

事 務 連 絡
令和2年2月28日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

あま市福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス拡大防止に係るサービス担当者会議等への
対応方針について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご理解ご協力を頂きありがとうございます。

さて、表題の件につきましては、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、国内において感染経路が特定できない症例が複数発生している等、感染のまん延が懸念されています。

そこで、運営基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等については、下記のとおりとしますのでお知らせします。

なお、この取扱いは本年度中とし、来年度につきましては改めてご連絡をしますのでよろしくお願ひします。

記

1 サービス担当者会議について

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等での照会により意見を求めることができるものとします。その場合にも、本市条例によりその内容を記録し、5年間保存することが必要になります。

なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

2 モニタリングについて

モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

介護保険係（伊藤（善）、川上）
電話番号 052-444-3141
FAX番号 052-443-3555